1953年6月16日　第三種郵便物認可

2023年10月30日（月）　3148号　隔週月曜日発行

民主青年新聞

●ホームページ www.dylj.or.jp　●Eメール minsin@dylj.or.jp

見どころ

イスラエルはガザ侵攻をただちに中止せよ　（３面）

農業やってみたい　仕事にしたい　農業大学校（６、７面）

「失われた30年」をどう打開するか――日本共産党の「経済再生プラン」(10、11面)

民意と地方自治に反する「代執行」

辺野古新基地建設をめぐる「代執行」訴訟までの流れ

沖縄の民意を無視して強行されている名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐって、2020年４月、防衛省沖縄防衛局は建設予定地の軟弱地盤の改良のための設計変更を沖縄県に申請。21年11月に玉城デニー知事は申請を「不承認」としていました。これに対して、21年12月、沖縄防衛局は公権力の行使から「国民（私人）の権利利益の救済」を図ることを目的にした行政不服審査制度を乱用して、国土交通相に審査請求をしました。国交相は知事の「不承認」を取り消す「裁決」（22年４月）と、知事に承認を求める「是正の指示」（同年同月）を出しました。デニー知事はこれらを違法として提訴しましたが、今年９月４日、最高裁は知事の訴えを退ける不当判決を下しました。デニー知事は最高裁判決後も「承認は困難」としていましたが、国は県に代わって設計変更を承認する「代執行」強行に向け、知事に承認を命じる判決を求める訴訟を福岡高裁那覇支部に提起（10月５日）。これに対して、デニー知事は同月11日、国の請求の趣旨には「承服できない」として、応訴すると表明しました。

辺野古米軍新基地訴訟

▶新基地建設が強行されている辺野古・大浦湾（2021年12月、沖縄県名護市、「しんぶん赤旗」提供）

沖縄県名護市辺野古の新基地建設については県に代わって関連工事の設計変更を承認する「代執行」に向け提訴を行いました（詳しい経緯は「辺野古新基地建設をめぐる『代執行』訴訟までの流れ」で紹介）。新基地建設反対の沖縄の民意を踏みにじり、地方自治を破壊する国の暴挙をどう考えればいいのか――。憲法学者で沖縄大学客員教授の小林武さんにお話を伺いました。（小林さんのお話は聞き取ったものを編集局でまとめて掲載、塩田悠玄記者）

自治体の「存在理由」を理解し、日本全体の問題として捉える

沖縄大学客員教授　小林武さん

「実体的問題」には触れない最高裁

―なぜ沖縄防衛局は国民（私人）の権利救済を目的にした行政不服審査法を乱用して、「私人の顔」で国交相に審査請求をしたのでしょうか。

行政事件訴訟法で沖縄県に対して訴訟を起こすような普通のやり方では、沖縄県が下した、沖縄防衛局の設計変更の申請の「不承認」の理由そのものが正しいかどうかについて審議を進めることになります。沖縄県の「不承認」の理由は、科学的な知見も含めた非常に説得的な構成になっています。もし普通の訴訟通りにやっていくと、国が負けるという判決が出るかもしれない。そこまでいかなくても沖縄県寄りの意見が出てくるかもしれない。これは政府にとっては大きな打撃ですよね。これを避けるために、国交相が裁決するという政府内部の処理を選択し、危険が伴わないようにしたのだと思います。

―最高裁は、なぜ行政不服審査法の国による乱用を許してしまったのでしょうか。

最高裁の裁判官たちは、法の乱用であることを分かっていると思います。その上で二つ考えるべきことがあります。一つは、現在の最高裁というのは、時の政権に忖度するということです。とりわけ政治的なテーマ、中でもいわゆる安全保障と防衛問題について忖度します。

もう一つは、地方自治体の異議申し立てを入り口のところで封じてしまおうという最高裁の強い意志です。忖度を超えたもっと強いメッセージを最高裁は発しています。

―今回の最高裁の判決によって、デニー知事の「不承認」の判断そのものが違法であるかのように広まっているのではと危惧しています。

最高裁の判決は、国交相が県に対して行った「不承認を是正せよ」との「是正の指示」が適法だとしたのであって、県が「不承認」にした理由である「実体的問題」には一切触れていません。

この「是正の指示」というのは、知事に対して承認を強制する力――法的に「執行力」といいます――を持ちません。ここが大事です。だからデニー知事は、今回の最高裁判決を受けたからといって、国交相の「是正の指示」に従って承認することを義務づけられていないわけです。

国と地方自治体は対等

―国が代執行訴訟に移ることは何を意味するのでしょうか。

憲法で保障されている自治権の侵害にあたると言えます。１９４７年に日本国憲法が施行されて、地方自治が憲法上保障されました。99年の地方自治法の大改正で、国と地方自治体は対等な関係であることがあらためて定められています。この改正で一番大きかった点は「機関委任事務制度」の廃止です。この制度は、地方自治であるにもかかわらず、その地方自治の長、つまり知事や市区町村長を国の機関とみなして、国と地方自治体を上位下達の関係においていました。この制度の廃止は、いわば「地方自治法における革命」といえるものだったのです。

代わりに導入されたのが「法定受託事務」といいます。これは国から受託を受けたという形になり、あくまで自治体の判断で、知事の判断で行える「受託された」事務ということになり、機関委任事務制度とは全然違う性格のものです。

ところが、今回の代執行訴訟という行為は、この地方自治体の長の権限を、もう一度国が取り上げようとする行為といえます。

代執行制度は、国と地方の対等関係からすれば、原理上あってはならない制度です。だからこそ、「国が代執行するぞ」と有無を言わさず取り上げることができず、裁判所の判決という慎重な手続きを経る必要があるわけです。

―ということは、今回の「代執行」をめぐる問題は、沖縄県だけの問題にとどまらないということでしょうか。

そうですね。自治体がなぜ存在しているのか、憲法が第８章という章をわざわざおいて、地方自治というものを保障している理由はどこにあるのかということです。

地方自治体のレゾンデートル（存在理由）は、自治体住民の生活と権利の擁護です。だから、たとえ安全保障問題であっても、その問題が自治体住民の生活と権利に関係するようなことであれば、地方自治体は国に対して異議申し立てをする役割と責任を持ちます。今回は沖縄県ですが、他の自治体がさまざまなテーマで異議申し立てをしようとする場合に、今回の最高裁判決のスキーム（枠組み）をまた持ってくるかもしれない。そういう意味で、すべての自治体の自治権に関わる問題です。

とりわけ、日米安保条約がある下では、アメリカの側は「全土基地方式」というしくみで日本のどこにでも軍事基地を置くことができます。沖縄県が今受けている事態と同じことが、本質的にどの都道府県でも起こりうるのです。

（２面につづく）

発行所
日本民主青年同盟中央委員会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-2
電話(03)5772-5701　FAX(03)-5772-5702

日本民主青年同盟中央機関紙

定価（税込み）月680円　〒130円　1部340円
郵便振替00180-4-106690